参考資料２

大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成４年大阪府条例第４５号。以下「条例」という。）第１１条の規定に基づき、大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（幹事会）

第２条　協議会の調査審議を円滑に実施するため、幹事で組織する幹事会を置く。

２　幹事会は、次の各号に定める事項について調査審議する。

(1)　総量削減計画案の作成に関すること。

(2)　総量削減計画の進行管理に関すること。

(3)　その他総量削減計画の推進に関すること。

３　幹事会に幹事長を置き、大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課長をもって充てる。

４　幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

５　幹事会に、必要に応じて、調査部会を設置することができる。

６　幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長の指名する者がその職務を代理する。

７　幹事に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与することができる。

（委員等以外の者の出席）

第３条　協議会及び幹事会において必要があると認めたときは、学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議の公開）

第４条　協議会及び幹事会は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(1)　会議において大阪府情報公開条例（平成１１年大阪府条例第３９号）第８条又は第９条の規定に該当する情報に関し審議する場合

(2)　会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

（公開の方法等）

第５条　公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

２　会議を傍聴しようとする者は、別紙の傍聴心得により傍聴を行うものとする。

３　協議会の会長は、報道関係者の取材活動について十分配慮するものとする。

（協議会招集の特例）

第６条　会長は、緊急の必要があり協議会を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

（細則）

第７条　この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

　附　則

この要領は、平成５年２月１５日から実施する。

　附　則

この要領は、平成１０年４月１日から実施する。

　附　則

この要領は、平成１２年６月１日から実施する。

　附　則

この要領は、平成１４年３月２９日から実施する。

　附　則

この要領は、平成１４年５月９日から実施する。

　附　則

この要領は、平成２４年１１月１日から実施する。

　附　則

この要領は、平成２７年４月１日から実施する。